

Ⅲ 高次脳機能障害を支える社会資源

これまで、身体障害者手帳や療育手帳に該当せず、福祉サービスなどの制度を利用することが難しかった方が、高次脳機能障害支援モデル事業で作成された「高次脳機能障害診断基準」によって、支援を受ける対象として明確に定義されました。

しかし、高次脳機能障害専門の制度はないため、実際には既存の制度やサービスの中で、高次脳機能障害の原因となった疾患や事故、症状、年齢、医療保険、今後の目標などによって、どの制度を利用することができるか検討していくことが必要です。

社会資源・制度編は、①医療費・経済保障制度②福祉・介護のサービス③就労・復学等の支援④相談機関について、フローチャート等を用いて紹介します。

医療費や経済的な支援は？

- ◇ 医療保険
- ◇ 公的年金制度
- ◇ 労働者災害補償保険制度
- ◇ 自動車保険
- ◇ その他の保険など

福祉や介護のサービスは？

- ◇ 障害者手帳制度
- ◇ 障害者自立支援法
- ◇ 介護保険法
- ◇ その他の福祉制度

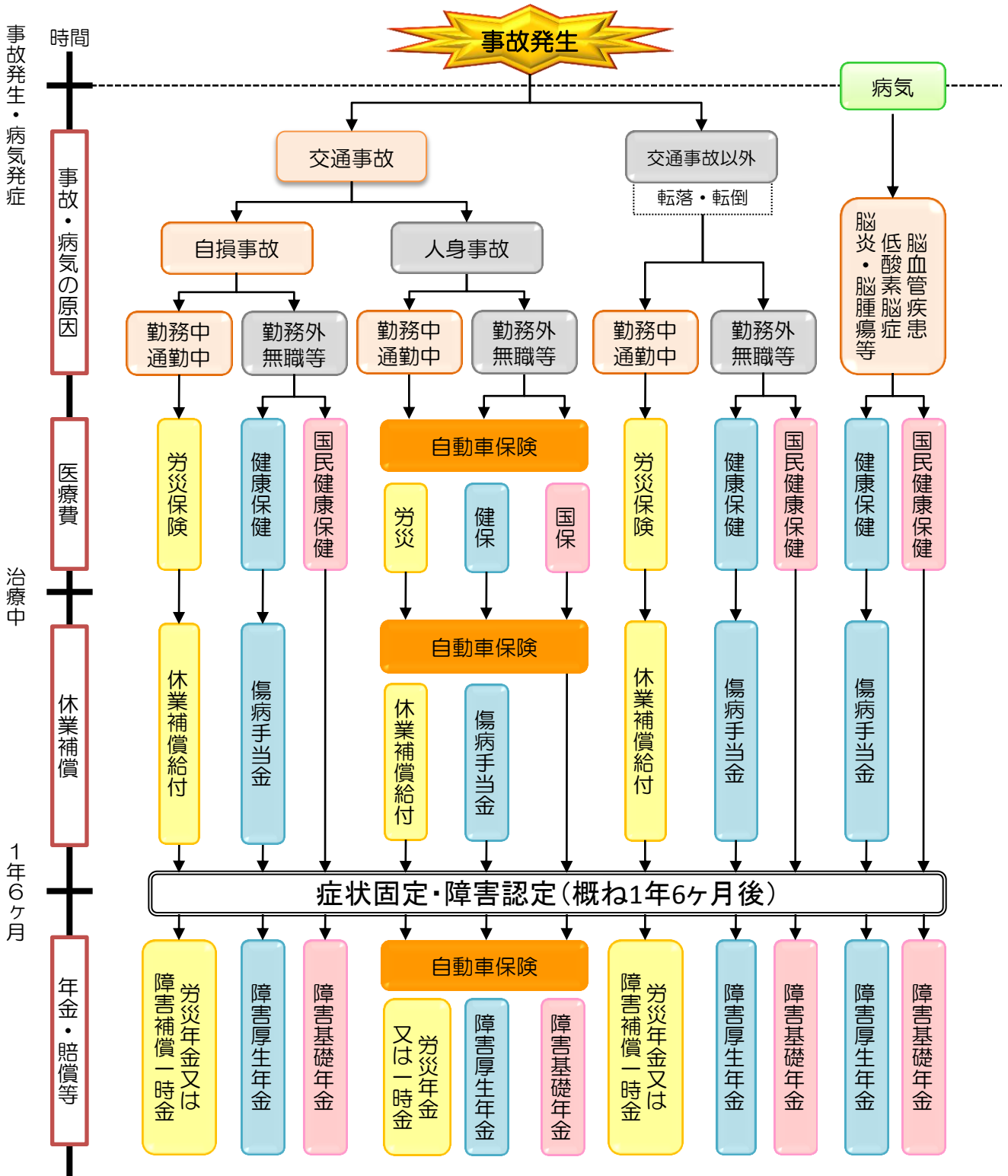
就労や復学のための支援は？

- ◇ 就労準備支援
- ◇ 雇用・就労継続支援
- ◇ 復学・就学支援

医療費や経済的な支援は？

突然の病気や事故・・・

ご家族は大きなショックを受けると同時に、医療費や経済的な問題に直面します。ここでは、医療費や経済的支援に関して、利用できる可能性のある制度を紹介します。なお、各制度には利用要件などがありますので、制度の利用にあたっては下記の図を参考に、病院のケースワーカーや市町村窓口などでご相談ください。



各制度の詳細な説明は次のページへ！

医療費

国民健康保険

健康保険

高額療養費制度

窓口 市町村・会社の健康保険組合全国健康保険協会（都道府県支部）

月額医療費自己負担のうち、限度額を超えた分が後日の請求で戻ってくる制度。限度額適用認定書(事前申請が必要)を医療機関の窓口で提示すれば、限度額までの支払いとなります。70歳以上は高齢受給者証を医療機関の窓口で提示してください。提示がなければ適用されません。

窓口での支払いに伴う一時的な負担を軽減するため、貸付制度や限度額超過分を直接保険者が医療機関に支払う受領委任払制度を設けているところもありますので、確認してみましょう。

自立支援医療（精神通院）

窓口 市町村 障害福祉担当

事故や病気にともなう精神障害により、継続的に通院治療が必要な場合、自立支援法による自立支援医療の申請が可能です。自己負担は1割（所得に応じて上限額設定）主治医の意見書が必要です。※沖縄県の場合「沖縄県精神障害者特別措置公費負担制度」が適用され、自己負担は生じません。ただし、訪問看護事業所の訪問看護については特別公費負担の対象にはなりません。

その他の制度

重度障害者医療費助成制度(市町村)、健康保険組合独自の付加給付、生命保険（医療保険）による入院保障などがあります。対象や給付内容は市町村や組合、保険によって異なりますので、確認が必要です。

休業補償・年金・賠償制度

健康保険

傷病手当金

窓口 会社の健康保険組合・社会保険事業所

病気やけがで連続して3日以上休んだ場合、4日目から最高で1年半の間、給料の3分の2が支給されます。国民健康保険加入者は対象外です。

労働災害の場合は労災保険が適用されます。交通事故の場合は加害者の自賠責保険で休業補償をしますが、過失割合によっては、健康保険を適用することもあります。

国民健康保険

障害基礎年金

窓口 市町村窓口

年金加入者（国民・厚生・共済）が対象。障害の程度（1級～2級）に応じて、障害基礎年金が支給されます。20歳前の障害の場合は、20歳から支給されます。

健康保険

障害厚生（共済）年金

窓口 社会保険事業所

厚生（共済）年金加入者が対象。障害の程度（1級～3級）に応じて障害基礎年金＋上乗せ分（障害厚生年金）が支給されます。3級は障害基礎年金が支給されず、障害厚生年金のみ支給されます。3級に該当しない場合でも、障害手当金（一時金）が支給される可能性があります。

障害基礎年金・厚生年金ともに、障害が固定（概ね初診日から1年6ヶ月後）されてから申請します。高次脳機能障害は精神の障害に分類されます。受傷・発症時に保険料の滞納があると受給できない場合がありますのでよく確認しましょう。

労働者災害補償保険

アルバイトでも労災の適用となる場合があります

労災医療（療養給付）

窓口 会社の労務担当者・労働基準監督署

業務中の事故及び通勤途上の事故等には労働者災害補償保険（労災）が適用される可能性があります。10割給付のため自己負担はありません。症状固定後（治癒）は支給されません。労災病院、労災指定医療機関では療養の給付、指定医療機関以外の受診は療養の費用の給付。

交通事故による労災事故で加害者がいる場合は、加害者の自動車保険を使用するか、労働基準監督署に第三者行為災害届を提出して労災保険を使用し、労働基準監督署が保険会社に医療費を請求します。

休業給付

労働災害により治療中の場合は、給料の8割が支給されます。症状が固定し、積極的な治療が必要なくなる（治癒）まで支給されます。

障害給付（障害年金・障害一時金）

症状固定後（概ね初診日から1年6ヶ月後）に障害が残った場合、障害の程度により障害給付（障害年金・障害一時金）が支給されます。1級～7級は障害年金、8級～14級は障害一時金が支払われます。

その他

介護給付（1～2級）やアフターケア（1～9級・症状固定後の受診に係る給付）などがあります。

自動車保険（自賠責・任意）

専門知識を必要とするため、弁護士や交通事故相談書に相談した方がよいでしょう

自賠責保険による補償

窓口 各保険会社

＜障害の治療にかかる費用＞

病気やけがで連続して3日以上休んだ場合、4日目から最高で1年半の間、給料の3分の2が支給されます。国民健康保険加入者は対象外です。

＜後遺障害に対する補償＞

後遺障害が残った場合、障害の程度（1級～14級）により、最高で4000万円の賠償金が支払われます。ただし、被害者に重大な過失があった場合は減額されます。

任意保険による補償

窓口 各保険会社

自賠責保険の限度額を超過した部分について、任意保険から賠償金が支払われます。被害者の過失割合により賠償金は相殺されますが、被害者本人が加入している任意保険に人身障害補償保険が付加されている場合、過失相殺分が支払われる可能性があります。内容は加入している保険によって異なります。

加害者が任意保険に加入していない場合は、自動車保険を使わずに、社会保険庁に第三者行為災害届を提出して健康保険を使用し、健康保険の保険者が保険会社に医療費を請求することがあります。

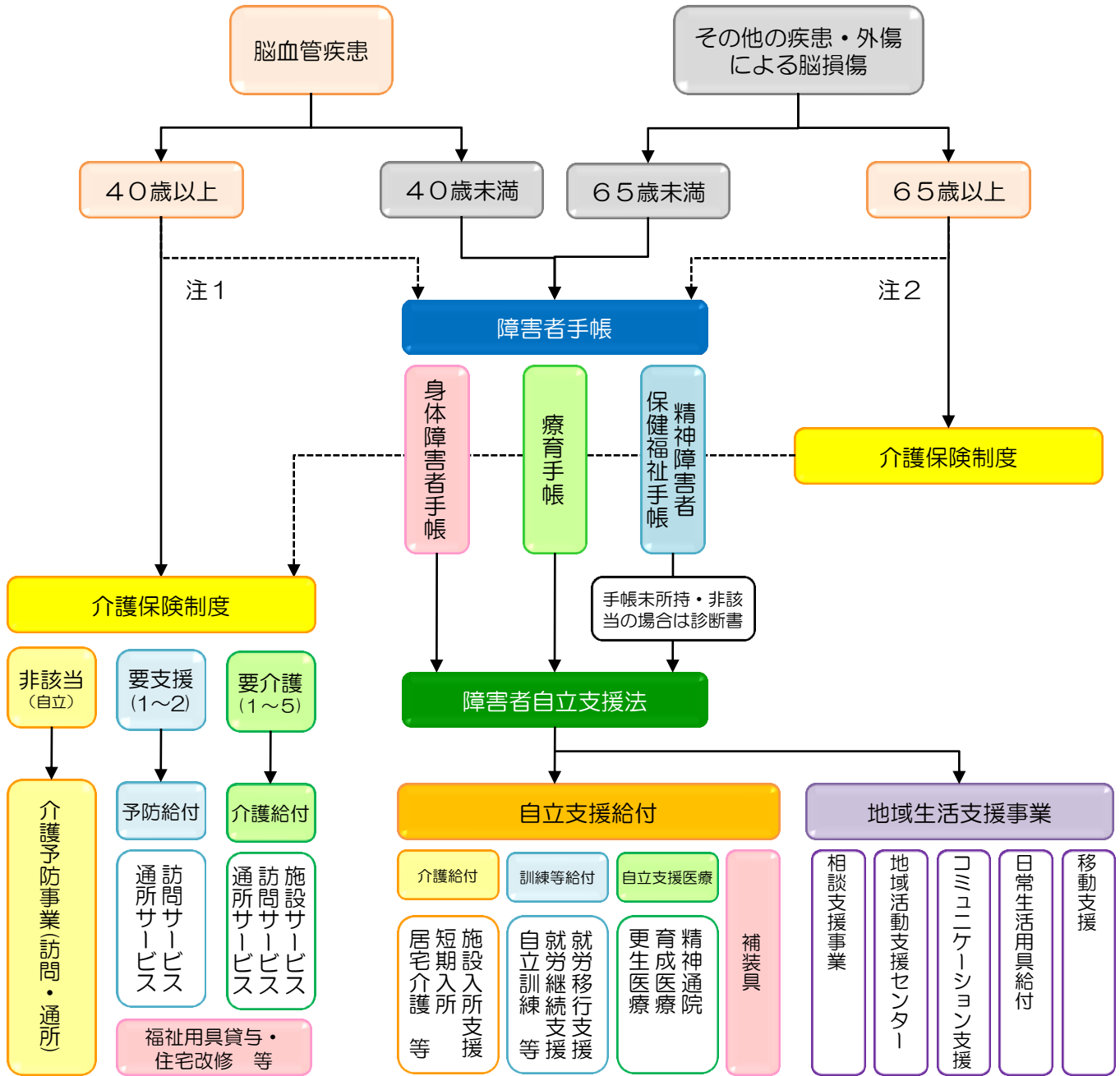
その他の制度

＜障害の治療にかかる費用＞

生命保険の障害保障特約・傷害特約、住宅ローンの障害特約・疾病特約などがあります。障害状況や給付内容は加入している保険によって異なります。

福祉や介護のサービスは？

突然の病気や事故から数ヶ月。病院での医学的リハビリテーションから、社会復帰に向けて福祉や介護のサービスの利用を検討する時期です。
現状では、高次脳機能障害者専門の制度はなく、ご本人の障害状態や年齢、原因疾患などによって利用できる制度やサービスが異なるため、病院のケースワーカーや市区町村に相談しながら、制度を上手く活用していくことが大切です。



注1 原則として介護保険が優先。介護保険にないサービス（就労移行支援等）は利用可能。手帳の申請は可能。
注2 原則として介護保険が優先。手帳の申請は可能。

各制度の詳細な説明は次のページへ！

障害者福祉のサービス

障害者手帳制度

身体障害者手帳

窓口 市町村窓口

手足の麻痺や言語障害（失語）などの障害が残った場合、障害の程度（1～6級）により、身体障害者手帳の対象となります。申請には「身体障害者福祉法15条による指定医」の診断書が必要です。

精神障害者保健福祉手帳

窓口 市町村窓口

高次脳機能障害は「器質性精神障害」に該当し、障害の程度（1～3級）により、精神障害者保健福祉手帳の対象となります。申請には精神科医の診断書が必要ですが、高次脳機能障害の場合はリハビリ科医や神経内科医等でも可能です。初診日から6ヶ月以上経ってから申請ができます。

療育手帳

窓口 市町村窓口

18歳前の受傷や発症で知的発達に障害が生じた場合、障害の程度（A1、A2、B1、B2）により、療育手帳の対象となります。

申請後、知的障害者更生相談所又は児童相談所（18歳未満）で判定を受けます。

各種税金や公共料金等の優遇（控除や減免）、公営住宅入居の優遇、障害者法定雇用率適用等のサービスを受けられます。手帳の種類や障害の程度、自治体により利用できるサービスが異なります。

障害者自立支援法

障害者自立支援法の概要

窓口 市町村窓口

障害者自立支援法によるサービスは「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成され、障害の種別にかかわらず、障害の程度やニーズによって利用できるサービスが決定されます。

<対象者>

障害者手帳の所持が原則（身体障害者は必須）ですが、精神障害者は障害を証明する診断書があれば申請が可能です。身体障害を伴わない高次脳機能障害者は精神障害者として申請ができます。

自立支援給付

窓口 市町村窓口

サービスの利用にあたっては、原則として費用の1割の自己負担があります。（上限額あり）

<介護給付> ホームヘルプ、短期入所、入所施設等での介護サービス。

<訓練等給付> 就労や自立生活等に向けた訓練サービス。就労移行支援・就労継続支援・自立訓練など

<自立支援医療> 精神科への継続通院等の医療費の支給など。

<補装具費支給> 身体障害者の補装具購入に係る費用の支給。

地域生活支援事業

窓口 市町村窓口

地域の特性や利用者のニーズに応じて、地域生活を支援するために市町村がおこなう事業です。サービスの内容や利用者負担の有無などは実施市町村によって異なります。

<主なサービス>

① 相談支援事業（指定相談支援事業者）

障害のある方やご家族からの相談に応じて、各種福祉サービスの利用や権利擁護などについての支援をおこないます。

② 地域活動支援センター

通所による創作活動や交流の場を提供します。日中の活動場所（居場所）として利用できます。従来の身体障害者デイサービスや小規模作業所などが地域活動支援センターに移行しています。

その他の制度・サービス

旧法による施設

窓口 市町村窓口・各施設

入所・通所により生活上の支援や訓練をおこないます。平成23年度までに自立支援法のサービスに移行する予定です。（身体障害者療護施設、知的障害者更生施設、授産施設、精神障害者生活訓練施設など）

小規模作業所等の地域施設

窓口 市町村窓口・各施設

身近な地域の施設に通所し、社会復帰に向けた作業などをおこないます。今後、自立支援法のサービスに移行する可能性があります。（心身障害者地域デイケア施設、精神障害者地域小規模作業所など）

成年後見制度

窓口 家庭裁判所

障害のために判断能力が不十分となり、財産管理や日常生活に困難が出てきた方を支える制度です。すでに支援が必要な方のための法定後見と、判断能力が不十分になった時に備えて、ご本人が任意後見人を選出しておく任意後見があります。

地域福祉権利擁護事業

窓口 権利擁護センター・基幹的社会福祉協議会

福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い、年金等の受領、生活費のお届け等の金銭管理などの援助をおこないます。

介護のサービス

介護保険制度

介護保険制度の概要

窓口 市町村窓口

40歳以上の方が加入して保険料を負担し、介護や支援が必要と認定された時に、費用の1割を負担して介護サービスを利用する制度です。

<対象者>

サービスするには要介護認定を受ける必要があります。介護度によって利用できるサービスが異なります。65歳以上の方は病気やケガの原因にかかわらず、介護サービスが利用できます。40歳～64歳の方は介護保険の特定疾病により介護や支援が必要と認定された場合に利用できます。

<特定疾病>

脳血管疾患・初老期における認知症・がん・筋萎縮性側索硬化症・関節リウマチなど。

サービスの種類

※ 利用にあたっては、原則として費用の1割の自己負担があります。（上限額あり）

<在宅サービス> 対象：要介護・要支援

- ① 通所サービス 通所介護(デイサービス)、通所リハビリ(デイケア)
- ② 訪問サービス ホームヘルプ、訪問リハビリ、短期入所など
- ③ その他サービス 短期入所、福祉用具貸与、福祉用具購入費の支給、住宅改修費支給など

<施設サービス> 対象：要介護のみ

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護保険施設など

<地域密着型サービス> 対象：要介護・要支援

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護など

<介護予防事業> 対象：非該当・自立

地域包括支援センターがおこなう予防事業。一部自己負担あり。

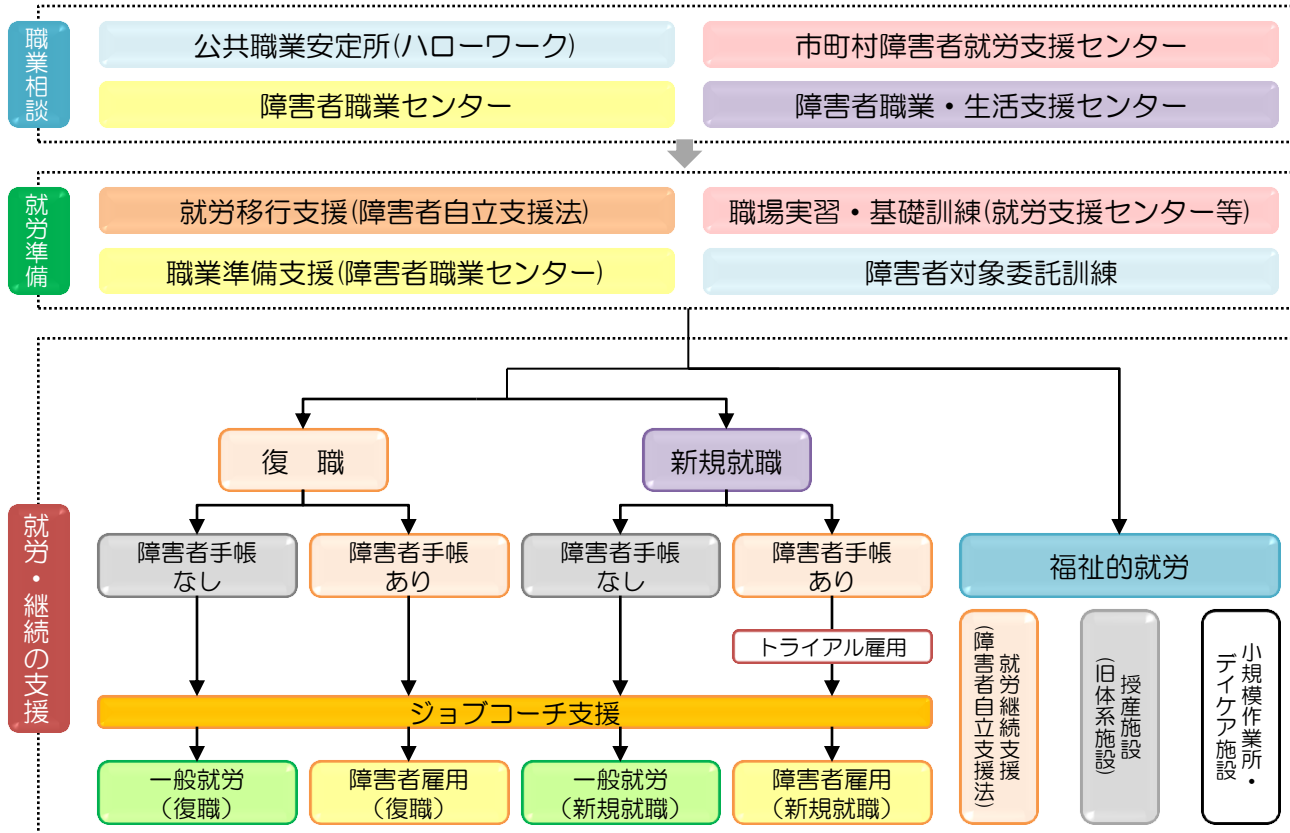
障害者自立支援法と介護保険の関係

40歳以上の脳血管疾患など、介護保険の対象となる場合、介護保険が優先されます。ただし、介護保険にないサービス(就労移行支援など)は、障害者自立支援法のサービスを利用することができます。

就労や復学のための支援は？

「働く」ということは、社会復帰の大きな目標です。しかし、実際に就労してみると、仕事の手順を覚えられない、臨機応変に対応できないなどの問題に直面することがあります。安心して働くために、就労にむけた支援を受けることを検討しましょう。

また、元の学校への復学や進学にあたっては、本人が安心して学校生活を送れるように支援を受けることが重要です。



就労への支援

就労準備の支援

自分にあった仕事を見つけるためには、まず相談をすることが大切です。

就労に関する相談

- ◇ 公共職業安定所(ハローワーク) 求職登録・職業相談・障害者対象の就職面接会など
- ◇ 障害者職業センター 職業相談・職業評価・就職支援・職場適応支援など
- ◇ 市町村障害者就労支援センター 職業相談・就職支援・作業訓練など
- ◇ 障害者就業・生活支援センター 職業相談・就職支援・生活に関する助言など

就労移行支援

窓口 市町村窓口

障害者自立支援法による訓練。一般企業等への就労を希望する方に対し、一定期間生産活動などを通して、就労に必要な身体又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

職業準備支援

窓口 障害者職業センター

就労に必要な基本的な労働習慣や職業に必要な知識を身につけるための作業訓練や講習会を行います。受講費用は無料です。

職場実習・基礎訓練

窓口 障害者就業・生活支援センター・市区町村就労支援センター

就労準備として、センター内や協力事業所、関連施設等で基礎訓練や実習等をおこないます。また、身近な地域で働けるよう地域の企業等の職場開拓も行っています。

障害者対象委託訓練

窓口 職業能力開発センター・ハローワーク

県内の企業・社会福祉法人・NPO 法人等に委託してパソコンやパン製造、清掃などの訓練を行う障害者対象の職業訓練です。ハローワークへの求職登録が必要です。訓練費用は無料です。

就労・継続の支援

<一般就労・障害者雇用>

職場適応援助（ジョブコーチ） による支援者

窓口 障害者職業センター・市町村就労支援センター

就職先の事業所に職場適応援助者（ジョブコーチ）が出向き、仕事の円滑な進め方の提案や職場内での人間関係作り等について支援します。障害者職業センターのジョブコーチは、県内全域に派遣できます。

トライアル雇用

窓口 ハローワーク

3ヶ月の施行雇用を通して、企業と障害者の理解を深め、その後の常用雇用への移行や障害者雇用のきっかけを作るための制度で、事業主に対して奨励金が支給されます。ハローワークへの求職登録が必要です。

障害者雇用促進法により障害者の法定雇用率(1.8%)が定められており、雇用率に達していない場合は事業主に対して納付金が課せられます。復職の際に、障害者雇用についても検討してみましょう。
※ 雇用率に算定される「障害者」とは障害者手帳(身体・知的・精神)の所持が条件です。

<福祉的就労>

就労継続支援 (障害者自立支援法)

窓口 市町村窓口

一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識や能力向上のために必要な訓練を行います。雇用型と非雇用型があり、旧法の授産施設や福祉工場、一部の作業所などが移行しています。

その他の福祉的就労

窓口 各市町村窓口・各施設

旧法の授産施設や福祉工場、小規模作業所、地域デイケア施設などで授産活動や作業訓練をおこないます。

数ヶ月から数年間の福祉的就労を経て、一般就労や障害者雇用につながることもあります。焦らずに、今の自分にできることを見つけていくことが大切です。

復学・就学への支援

学校生活の支援

復学や就学にあたって、学校や家庭でどのような配慮や支援が必要なのか、病院のケースワーカーや主治医、訓練担当者とよく相談し、学校や市町村の教育委員会と連携して支援体制を作ることが大切です。スクールカウンセラーや身近な相談員に本人が相談することもできます。

特別支援教育

障害の状況によっては、少人数での指導や個別の支援が必要な場合もあります。特別支援学級への入級や、特別支援学校への転校などについても相談してみましょう。

その他の支援

もし、本人が現在の学校生活に適応できず、不登校になってしまった場合、本人が無理なく、安心できる居場所が必要です。定時制・通信制高校などの利用も検討してみましょう。

「高次脳機能障害の理解と支援のために—社会資源・制度編—」（埼玉県総合リハビリセンター）より